

3.情報提供に関するヒアリング調査

新保幸男（愛知教育大学）

(1)関東

I、調査目的

児童相談所における措置決定過程等において、児童福祉司等がどのような情報提供を行っているのかについて、その現状を把握すること。

II、調査方法の概要

以下の条件に合致する入所措置ケースを10ケースほど児童相談所に選定していただいた上で、それぞれのケースごとに、1)児童福祉司、2)児童、3)保護者、4)入所した施設の長に対し、どのような情報提供を行ったり、受けたりしたのかについてヒアリング調査を実施する。

III、調査対象ケースの例示

- ①親や児童の意向と児童相談所の意向とが反したケース
- ②複数の児童養護施設を紹介したケース
- ③施設側が受け入れを拒否したケース
- ④保護者が、強引に児童の引き取りを要求したケース
- ⑤高校生ケース
- ⑥保護者や児童が積極的に情報提供を求めたケース
- ⑦児童自らが積極的に施設入所を児童相談所に求めたケース

*なお、①～⑦とも「児童養護施設」入所ケースを優先する。「児童自立支援施設」や「情緒障害児短期治療施設」入所ケースでも可。

IV、ヒアリング内容

①児童福祉司に対して

- 「他の施設や里親制度についての説明を行ったか」
- 「具体的施設名を示した上での入所決定内容を、いつ児童本人に伝えたか」
- 「児童及び親に対し、入所理由及び入所対象施設をどう説明したか」
- 「入所理由及び入所対象施設についてどのように理解しているか。また、その内容は児童及び保護者に説明した内容と同じか」
- 「今後、どのように情報提供を行うべきと考えているか」

②児童に対して

- 「入所の際に、児童相談所や施設からどのような説明を受けたか」
- 「他の施設や里親制度についての説明を受けたか」
- 「具体的施設名を示した上での入所決定内容を、いつ知らされたか」
- 「施設入所後にどのような（親の動向など）情報提供を受けたか」
- 「施設生活をする上で、著しい不満が生じたことがあったか。もしあるならば、どのように対応したか」
- 「今後、どのように情報提供が行われるべきと考えるか」

③保護者に対して

- 「入所の際に、児童相談所や施設からどのような説明を受けたか」
- 「他の施設や里親制度についての説明を受けたか」
- 「具体的施設名を示した上での入所決定内容を、いつ知らされたか」
- 「今後、どのように情報提供が行われるべきと考えるか」

④施設長に対して

- 「児童及び保護者に対して、施設をどのように説明したか」
- 「処遇内容が妥当であるか否かをどのように判断しているか」
- 「今後、どのように情報提供が行われるべきと考えているか」

IV、ヒアリングを実施する者

*上記①及び④については新保が行う。

*上記②及び③については「児童福祉司（直接の担当者以外）」が行う。

V、ヒアリング時期

平成10年9月～10月。

VI、調査対象ケースの概要

A-01 上記Ⅲの対象ケースの例示のうち①④⑤⑥⑦に相当。

昭和57年1月（女）、児童自立支援施設入所（10年4月）

母親の愛人による性的虐待。入所後無断外出が続き、平成10年9月現在一時保護所にいる。

A-02 ①⑥

昭和58年6月（女）、児童養護施設入所（10年4月）

不登校及び実母からの虐待。実父海外長期出張のため、実父が入所希望、実母は入所に反対。

A-03 ②③⑦

昭和58年3月（男）、児童自立支援施設入所（10年4月）

上級生からのいじめで不登校。実母の精神的不安定さ、学業不振もあり、本人が入所希望。

A-04 ①④

昭和60年3月（男）、児童養護施設入所（10年7月）

父親からの身体的虐待。ひったくりにより警察署から通告。父子間の関係調整について2号措置を行うが不調のため入所措置へ。

A-05 ①④⑥

昭和62年3月（女）、児童養護施設入所（8年7月）

継父より身体的虐待。近隣の人が児童相談所に同行してきた。家庭引き取りに対する継父の意思が強く、継父入院中に実母のみ同意で入所措置。

A-06 ④

平成元年8月（女）、児童養護施設入所（10年2月）
放置のため警察より身柄付通告。当初、保護者は入所に同意したが、実母と施設の折り合い悪く家庭引き取り要求。8月に措置解除となり、現在（平成10年9月現在）児童福祉司指導（2号措置）中。

A-07 ①

平成2年7月（男）、児童養護施設入所（10年7月）
父、精神分裂病で措置入院後海外へ。母、知的障害、経済的能力・養育能力乏しい。母子生活支援施設入所も検討したが、母は婦人保護施設へ。父帰国し、家庭引き取り要求強い。

A-08 ①

平成2年11月（男）、児童養護施設入所（10年3月）
実父、継母による身体的虐待。部屋に鍵をかけて食事を与えないため警察署より身柄付通告。入所に対する保護者の同意がなかなか得られなかった。

A-09 ①④

平成3年1月（女）、児童養護施設入所（10年4月）
実父母による身体的虐待。一時保護期間中の家庭引き取り要求が強かった。

A-10 ⑥⑦

平成3年7月（女）、児童養護施設入所（10年8月）
継母及び継母の連れ子との人間関係悪い。実父、継母とも家庭引き取りの意思あるが、本人が施設入所を強く希望。

<結果の概要>

I、現時点でのまとめ

- ①児童福祉司による「児童本人」「保護者」「施設長」に対する入所理由説明は、それぞれ異なることがある。例えば、虐待ケースの場合、
児童本人には「落ち着いた生活環境を確保すること」、
保護者には「学校に行かない子どもに学習の機会を確保すること」、
施設長には「児童虐待に伴う心理的ケアと児童保護の必要性」を

それぞれ入所理由として示すという具合にである。

②児童福祉司による施設紹介は、一時保護所との比較で行われている。

*比較のポイントは、

教育を受けられること、広い空間があることである。プラスイメージの点だけが情報として伝えられがちである。

→入所後、マイナス面について児童が不満感を感じることになる。

→児童福祉司等は入所措置をとり、児童の生活を安定させることを優先させる傾向にある。

③年齢別情報提供内容・方法

*小学校低学年の場合、抽象的概念の理解が不十分であり、生活を実体験した（体験入所等）機会を活用する必要がある。

*小学校高学年程度になると、パンフレットを使用した口頭での施設説明が可能となる。

*中学生の場合、「小遣い、外出許可、自由さ」といった点についての情報提供が不可欠である。

④施設職員による情報提供

*入所予定児童が一時保護所の職員や児童福祉司などと施設訪問し、施設長や担当予定保母などから施設生活などについて説明を受けることは、当該児童に安心感を与えると共に、施設職員側にもより適切な受け入れ準備態勢を整えるために必要な種々の情報を得る機会を提供することになる。

*担当保母などが一時保護所に来所して、施設生活などの説明を行うことは、次善の策として有効である。

⑤「入所できない施設」についての情報提供

*調査対象となった保護者や中学生の中には、「入所できなくても他の施設の情報も知りたいとの希望もあった。「満床状態である情報や、なぜその施設が適当なのかを他の施設との比較の中で説明して欲しい」と保護者や中学生が考えている一方で、児童福祉司については、入所できない施設に関して積極的な情報提供を行うことの必要性を指摘する意見はない。

↓ 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 ↓
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

1、調査目的

児童相談所における措置決定過程等において、児童福祉司等がどのような情報提供を行っているのかについて、その現状を把握すること。